

平成23年1月27日 教育委員会会議

- ・ 日 時 平成23年1月27日(木) 午後3時30分～4時00分
- ・ 場 所 10階 委員会開催室
- ・ 出席委員 佐山雅映委員長, 金村勲委員, 須賀まり子委員, 無着道子委員,
後藤恒裕教育長

会議次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録署名
- 3 議 案
議案第1号 山形市立商業高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について
- 4 そ の 他
(1) 日程について
(2) 教育委員会主催(共催)の行事予定について
- 5 閉 会

会議録

- 1 開 会 委員長
- 2 前回会議録署名
- 3 議 事

委員長…それでは議事に入ります。議案第1号山形市立商業高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について説明をお願いします。

商業高校事務長から、議案第1号山形市立商業高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部改正について、6月市議会定例会において山形市立商業高等学校授業料等徴収条例の一部改正について議決され、同条例が平成22年6月29日付で施行されたことに伴い、条例第2条第1号に規定する特別の事由に係る規定の整備を図るため、規則の一部改正を行う旨の説明があった。

委員長…何か質問はありませんか。

委員…成績が悪く留年したり、不登校の傾向があつて留年したりという生徒は現状ではどのくらいいるのか。

商業高校事務長…留年となった生徒は今までいない。現在、不登校状態の生徒は数名いる。

委員長…他に何か質問はありませんか。標準修業年限が36月とあるが3年間という意味か。3年以上過ぎたものが徴収対象になるということか。

商業高校事務長…36月は3年間という意味である。留年その他のケースを含めて3年間を超えた場合を、授業料徴収の対象とするという意味でこのような表記とした。

委員長…留年に最長何年までというような限度はあるのか。

商業高校事務長…規定上、留年に限度はない。休学については2年までと定められている。

委員長…他に何か質問はありませんか。なければ議案第1号を承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり。)

委員長…それでは議案第1号を承認することとします。

委員長…以上で議事を終了いたします。

4 その他

委員長…日程についてお願いします。

管理課長から、平成23年1月28日から平成23年3月24日までの日程及び教育委員会が主催・共催の行事予定について説明があった。

5 閉会 委員長